

## 筑北村パブリックコメント実施要綱

平成 19 年 3 月 13 日

筑北村告示第 17 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、パブリックコメント手続に関して必要な事項を定めることにより、村の重要な政策の立案、計画の策定及び条例の制定を行うにあたり、村民の多様な意見を施策に反映させるとともに、政策形成過程における透明性、公正性の確保を図り、もって村民への説明責任を果たし、村民の村政への参画を推進することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱においてパブリックコメント手続とは、村の重要な政策の形成過程において、その政策等の趣旨、目的、内容等を実施機関が公表し、広く村民等から意見及び情報(以下「意見等」という。)を求め、これを考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する村の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

3 この要綱において「村民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内の事業所に勤務する者
- (3) 村内の学校に在学する者
- (4) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認める者

### (対象)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる村の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等、村の基本的政策を定める計画及び部門別、分野別の計画の策定又は改定及び関係条例の制定又は改廃
- (2) 村民等に義務を課し、又は権利を制限する条例(金銭徴収に関する条項を除く。)の制定又は改廃
- (3) 村民生活や事業活動に重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) 大規模公共施設の建設に係る基本的な計画の策定及び変更
- (5) その他前各号に準ずるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この要綱に定めるパブリックコメント手続を行わないことができる。

- (1) 法令等に基づくものであって、村に裁量の余地がないもの
- (2) 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、村民等の意見を反映する機会が確保されているもの
- (3) パブリックコメント手続と同等の効果を有する方法による手続を経ているもの
- (4) 政策等の意思決定が緊急を要するもの又は軽微なもの  
(公表)

第4条 政策等の策定をしようとするときは、当該政策等の策定の意思決定前の適切な時期に政策等の案を公表するとともに、併せて次に掲げる資料を公表する。

- (1) 政策等の趣旨、目的及び立案の経緯
- (2) 政策等の概要
- (3) 関連する資料

2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 村ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所での閲覧
- (3) 村が発行する広報紙等への掲載
- (4) 概要版の配付  
(意見等の提出)

第5条 実施機関は、意見等の受付期間については、原則として前条の規定により公表を開始した日から起算して30日以上とし、公表時に明示するものとする。

2 意見等を提出しようとする村民等は、住所、氏名、連絡先を明らかにしなければならない。

3 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他必要と認める方法  
(意思決定)

第6条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方を公表するものとする。
- 3 前項の規定による公表方法については、第4条第2項の規定を準用する。

(その他)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。